

公 示

和 運 整 公 示 第 2 号
令 和 元 年 8 月 2 7 日

「令和元年度 整備管理者選任後研修」の実施について

整備管理者選任後研修実施要領（平成15年4月18日付け、近運達甲第8号）に基づき、令和元年度整備管理者選任後研修を下記のとおり実施する。

近畿運輸局和歌山運輸支局長



記

1. 研修対象者

道路運送車両法第50条第1項の規定により、旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者が選任している整備管理者であって次に掲げる者

- イ) 整備管理者として新たに選任された者
- ロ) 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

2. 研修の日時、会場

別紙1のとおり ※加盟している協会により日程が異なりますのでご注意ください。

3. 申込み方法等

- (1) 受講申請書（別紙2）により申込みして下さい。
- (2) 次の協会に加盟する事業者にあつては、それぞれ加盟する協会に受講申込みを行うこと。

<u>（公社）和歌山県バス協会</u>	<u>（一社）和歌山県ハイヤー・タクシー協会</u>
<u>（一社）和歌山県タクシー協会</u>	<u>（公社）和歌山県トラック協会</u>
- (3) 上記3.（2）の協会に加盟していない事業者にあつては、受講申請書を和歌山運輸支局整備担当に、FAX、郵送又は窓口に直接提出して下さい。提出された受講申請書は、受講番号を付してFAXにて返信します。
申込みは、それぞれの研修日の1ヵ月前から研修日の前日16時まで（閉庁日の場合は、直前の開庁日）に行ってください。※定員に達し次第、申込みを締め切ります。
- (4) 受講申請書は、和歌山運輸支局ホームページ (<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/wakayama/>) 和歌山運輸支局整備担当窓口にて入手して下さい。
- (5) 研修は、無料です。

4. 研修内容

- (1) 近年の事故事例に関する事項、法令改正に関する事項
- (2) 自動車の技術進歩、車両管理の手法に関する事項、その他整備管理に必要な事項

5. 持ち物

- (1) 運転免許証など受講者本人を確認できるもの
- (2) 受講番号を付して返信された受講申請書（各協会に加盟していない事業者に限る）
- (3) 筆記用具

※研修時間は、(午前)10時から12時、(午後)14時から16時となります。

研修当日は、開始時刻までに受付を済ませて下さい。

受付は、研修開始の30分前から開始します。

和歌山県バス協会に加盟している事業者の方

	開催日	曜日	午前	午後	研修会場	研修会場住所
1	令和1年12月2日	月	○		和歌山運輸支局	和歌山市湊1106-4
2	令和2年1月10日	金		○	田辺産業技術専門学院	田辺市新庄町1745-2

和歌山県ハイヤー・タクシー協会に加盟している事業者の方

	開催日	曜日	午前	午後	研修会場	研修会場住所
1	令和1年11月18日	月		○	和歌山運輸支局	和歌山市湊1106-4
2	令和2年1月9日	木	○		田辺産業技術専門学院	田辺市新庄町1745-2
3	令和2年1月24日	金	○		和歌山運輸支局	和歌山市湊1106-4
4				○		

和歌山県タクシー協会に加盟している事業者の方

	開催日	曜日	午前	午後	研修会場	研修会場住所
1	令和1年12月2日	月		○	和歌山運輸支局	和歌山市湊1106-4
2	令和2年1月10日	金		○	田辺産業技術専門学院	田辺市新庄町1745-2

和歌山県トラック協会に加盟している事業者の方

	開催日	曜日	午前	午後	研修会場	研修会場住所
1	令和1年11月6日	水		○	ビッグ愛	和歌山市手平2丁目1-2
2	令和1年11月26日	火		○	きびドーム	有田郡有田川町下津野2021
3	令和1年12月3日	火		○	粉河ふるさとセンター	紀の川市粉河580番地
4	令和2年1月9日	木		○	田辺産業技術専門学院	田辺市新庄町1745-2
5	令和2年1月10日	金	○		田辺産業技術専門学院	田辺市新庄町1745-2
6	令和2年1月17日	金	○		新宮自動車会館	新宮市五新3-33
7	令和2年2月13日	木		○	ビッグ愛	和歌山市手平2丁目1-2

協会に加盟していない事業者の方

	開催日	曜日	午前	午後	研修会場	研修会場住所
1	令和1年11月18日	月		○	和歌山運輸支局	和歌山市湊1106-4
2	令和2年1月9日	木	○		田辺産業技術専門学院	田辺市新庄町1745-2
3	令和2年1月24日	金	○		和歌山運輸支局	和歌山市湊1106-4
4				○		